

第3節 様々な人権課題

1 同和問題

(1) 同和問題とは

昭和40（1965）年8月、同和対策審議会（以下「同対審」という）は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について答申を出した。その中で、同和問題について、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と説明している。

また、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。

同和問題とは、日本の封建社会において政治的に制度化された身分差別が、明治4（1871）年に、賤称廃止の太政官布告（いわゆる身分解放令）によって法的な廃止がなされたにもかかわらず、現代社会においても、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由等の市民的権利と自由が侵害され、日本国憲法の理念に反する差別が、客観的事実として実在する問題である。さらに、同和問題解決の中心的課題である市民的生活に何より不可欠な権利と自由は、障害者や女性等すべての人権問題に共通している課題でもある。

(2) 同和問題の歴史的背景

なぜこのような差別がつくられ、今日まで残されてきたのか。そして、この問題を解決するために、どのような運動が展開され、施策が行われてきたのかなど、同和問題の歴史について科学的な認識を深めることは、問題解決への有効な手段となりうるものである。つまり、きびしい差別の中を生き抜き、人権獲得のために尽くしてきた先人たちの生き方、その知恵や手法を学ぶことは、同和問題解決への手がかりを得るということであり、現代の社会に生きる人間として、新たな創意や工夫を加えていけば、必ずこの問題は解決できるという展望をもつことにほかならないからである。

ア 部落差別の起源

(ア) なぜ近世初頭につくられたか

現代の部落差別の起こりと深くかかわっている封建的な身分制度が確立したのは、近世、戦国時代から江戸時代初期にかけてといわれている。この時代は、日本の民衆が日本の歴史上最も激しく権力に抵抗した時期であり、土一揆からはじまって一向一揆へと続く民衆

の抵抗が、強かったといわれている。

この時代の経済の基盤は、米の生産であり、当時の人口の80%以上を占めていた農民を支配することが武家政権の維持安泰に最も必要なことであった。そのために幕府や藩は、1649年に出された「慶安のお触書」に具体的に示されているように、農民の生活の細かい部分にまで干渉した。

このように年貢を徴収するために、幕府や藩は、農民に節約と節制を求めたため、農民の不満が支配階級に向いてくる危険性があった。そこで、当時の人々の差別意識を巧みに利用しながら一部の民衆を被差別身分として位置付けることによって、農民の抑圧感をそらしたり、互いにけん制させたりするという分裂支配によって支配体制を維持しようとした。

(イ) 差別との闘い

被差別部落の人々は、厳しい差別政策に苦しめられながらも、農業と並んで、履物作り、わら・竹細工、行商、門づけ芸などの何種類もの仕事につき、たくましく生きぬいていた。

封建体制の基盤が揺らぎ始めると、支配層は一層支配を強化していった。この時期、差別を強めるための触書が多く出された背景には、被差別部落の人々の人権獲得の闘いが各地で発生していたことがあると考えられる。

愛媛県では、洪染一揆に代表されるような闘いの事例はないが、地道な行動のなかに、力強い解放をめざす闘いが広く深く展開されている。

天保5（1884）年、西条藩では、被差別部落の人が、加茂川の渡船場で乗船を拒否した船頭の理不尽な差別に対して、泣き寝入りをせず、村役人に堂々と訴えている。

また、安政4（1857）年、松山藩の百姓が里芋を広島藩領で売るため、被差別部落の人が所有する船に依頼して運んだことが発覚し、厳しく取り調べられ以後被差別部落の人々が所有する船を利用しないことを誓約させられているが、被差別部落の人は依頼されれば当然運送するともとれる答弁をしている。

役人は、身分を越えた経済関係を放置することにより、部落差別の政治的意図がくずれることを恐れ、商品販売については追及せず、被差別部落の人が所有する船を利用したことを問題にしている。（『史料で語る 四国の部落史 前近代編』より）

これら、西条藩や松山藩の例は、差別の壁を乗り越えた両者の交流の深まりや、被差別部落の人々の人間らしさを取り戻そうとする権利意識の芽ばえが見られる。

イ 残された差別

明治4（1871）年公布された太政官布告（いわゆる身分解放令）によって、被差別部落の人々は制度上の身分から解放された。この布告は、江戸時代から続いてきた屈辱的な差別に対する被差別部落の人々の抵抗や新しい人権思想の普及などが実ったものである。

太政官布告第61号

えた・ひにんなどの名称が廃止されたので、これからは身分・職業ともに平民と同様であるべきこと。

法律によって、制度としての部落差別が廃止されたという点では、画期的なことであり、歴史的に評価されるべきことであった。しかし、実際には差別はなくならなかった。その理由として次のことがあげられる。

① 経済的な問題

明治政府は、大名や武士たちの身分を廃止するとき、当時の国家予算の約4年分に相当する巨額の公債を出して生活の保障している。いわゆる“身分退職金”ともいえるものである。政府は、彼らの生活を安定させるため、官吏や教師、巡査等への就職にも便宜を図った。また農民に対しては、武士に支配されていた土地の所有権を認めている。

しかし、被差別部落の人たちに対しては、武士や農民に対するような経済的な保障は、まったくなされなかった。しかも、江戸時代、部落の人々に専門的に認められていた皮革業（革製品を作ること）等の仕事は、平等の名の下に大資本の手に移り、部落の人々は、主要な経済的基盤を失うことになった。その上、納税、兵役、教育の三大義務を負うことになり、生活は以前にも増して苦しくなった。明治以後、部落の人々の生活は貧困のまま取り残されたわけである。そして、このような貧困が、被差別部落の人たちに対する誤った見方や偏見を作り出し、新しい差別を生みだすものになっていった。

② 就職の機会均等の問題

さらにこれに拍車をかけたのが、就職の機会均等の問題である。

被差別部落の人々の多くは、明治以後、差別によって主要な産業から排除され、安定した職業に就けず貧しい生活を余儀なくされた。農村にいても耕す土地がなく、都会にいても働く職場がなかった。そこで被差別部落の人々は、差別に対する激しい憤りに燃えながらも、収入の少ない不安定な仕事に就かざるをえない状況に追い込まれた。差別が貧困を生み、貧困が差別を生むという悪循環の中で、就職の機会均等が奪われていったのである。

③ 教育の機会の問題

このような悪循環は、教育にも直接影響してくる。つまり貧困によって部落の子どもたちの多くは教育の機会を奪われ、また、社会の差別意識が彼らを公教育から疎外していった。国や地方の行政もこのような差別の実態を教育の課題として取り上げようとしなかった。

十分な教育が受けられない。したがって、定職につけない。といった悪循環がさらに増幅されていったのである。そして、教育の機会を奪われるということは、部落の人々が、差別の不合理性を認識し、周りの人々に訴えていく力を身に付ける機会を奪われることを意味しており、自らの手による解放へのあゆみを遅らせることにもなった。

愛媛県でも、教育の機会均等の要求に対して、被差別部落内に分教場を設置するなどして就学率の向上をはかっていたが、この過程で、明治36、37年の県議会において安藤正楽議員が3回にわたり被差別部落住民の分校を断然廃止すべきと主張した。

「県下各地の学校で平民と新平民と区別して扱っている。学校が別であったり、学校が同じでも教室や椅子が別になっている。本県の被差別部落の学齢児童6,400人の中で就学しているのは2,560人に過ぎない。同じ国民として租税を負担している以上、すべてに同一の権利があるのでないか。」と教育上の差別があることを取り上げ、分校制度廃止を強く迫ったのである。

(『愛媛県史 社会経済 6 社会』より)

なお、今日の同和教育の源流は、戦後になって、こうした差別によって不就学や長欠に追い込まれていた部落の子どもたちを何とかしたいという一部の教師たちの地道な活動に求めることができる。

④ 新たな身分秩序形成の問題

四民平等のもと、国民は権利義務において平等になったが、社会の身分的な序列は新たに制度化され、残された。つまり、「皇族や公家・旧大名などを華族」、「武士を士族」、「百姓・町人・そして部落の人々を平民」として再構成したということである。そして、士族・平民等の呼称がそのまま戸籍に記入されたのである。

この戸籍は、明治5（1872）年につくられた戸簿であるが、ちょうどその年が、干支でいう壬申の年にあたっていたので、これを壬申戸籍と呼んでいる。この中で被差別部落の人々の中には、出身がわかるように添え書きされていたものもあった。

壬申戸籍は、昭和43（1968）年に法務省が封印・全面閲覧禁止するまで、90年以上もの間、市町村で自由に閲覧することができた。それによって、就職や結婚等の身元調査に悪用される結果となり、部落差別を残してきた原因の一つになってきたのである。

⑤ 社会意識の問題

また、明治政府の改革によって封建的身分制度は廃止されたが、社会意識としての古い身分秩序意識はなくならなかった。このことを昭和40年に出された同和対策審議会答申は次のように指摘している。

「今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて自由な意思で行動することを妨げられている。・・・家柄や格式、親分子分の結合など社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係が見られる。また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見・・・などが根強く生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。」

このような人々の社会意識が、部落差別の温床になってきたといえる。

ウ 解放へのあゆみ

(ア) 水平社創立

大正7(1918)年、富山県から広がった米騒動を経験した民衆は、怒りと要求をまとめて組織することの大切さを学び、農村では小作争議を進め、都市では労働組合に団結していった。この運動の中で被差別部落の人々は、差別からの解放は自らの手で闘いとらねばならないという自覚を高め、そのエネルギーを水平社運動へと発展させていった。

大正11(1922)年、京都において「全国水平社」創立大会が開かれ、水平社宣言が採択された。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれるこの宣言は、被差別部落の人々の差別からの解放をめざすことはもとより、人間解放をうたいあげたものとして、わが国における最初の人権宣言ともいわれている。

(イ) 愛媛県水平社

全国水平社創立大会は、愛媛でも大きな反響を呼び起こし、当時の愛媛新報は社説で、「自主的運動は、力し熱のあるのは当然である。それを、必ずしも過激である、危険である、として排斥することはできぬであろう。」と述べるなど、水平運動に一定の理解を示した報道をしている。

全国水平社の創立後、各地に支部が次々に誕生していった。愛媛県でも、大正12(1923)年、温泉郡拝志村(現重信町)で大会が開かれ、全国水平社拝志支部が結成された。この拝志支部に愛媛県本部がおかれることになったため、この大会は、愛媛県水平社の創立大会にもなった。

この大会の様子を、愛媛新報は、

多数の会員は相擁せんばかりに血と涙の物語を夜のふけるまで語り合った。血に燃える青年もいれば女もいた。残虐なる人生に忍従してきた老人もいた。虐げられる者のみの知る反逆の後の温かい心が芽ばえ、私はここに痛ましい人生の縮図を見た。外には恐ろしい暴風雨がいつまでもやまなかった。

と報じている。

愛媛県における水平社運動は、大正15(1926)年ころから、司法当局の監督下に置かれた中で、組織の拡充と「人間礼賛」の活動を繰り広げたが、昭和5年以降表面的な活動はとだえてしまい、これに代わって、融和事業や善隣会の活動が、次第に表舞台に現れるようになった。

エ 戦後の解放運動

昭和20(1945)年の敗戦によって、わが国は民主化への道を歩みはじめた。全国水平社の活動を進めてきた人々は、昭和21(1946)年2月、部落解放全国委員会をつくり、部落解放の実現に向けて活動を始めた。

昭和21(1946)年11月3日には、戦争放棄・国民主権・基本的人権の尊重を基本原則とした日本国憲法が公布された。憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分または門地により、政治的・経済的または社会的関係において差別さ

れない。」(第14条)と規定し、法の下での平等をうたっている。しかし、部落差別は依然として解消されないまま残されてきた。

昭和26(1951)年、京都市でおこったオールロマンズ事件を契機として、同和問題解決のため果たさなければならない行政の責任が問われるようになった。すなわち、この事件について部落解放全国委員会は、差別小説を書いた作者やそれを掲載した雑誌社の差別を糾弾するだけでなく、市の行政が部落を劣悪な状態に放置している事実を指摘し、これは部落差別以外の何ものでもなく、明らかに行政の怠慢であると抗議したのである。

昭和30(1955)年以降、部落解放全国委員会は2派に分かれた。またこれとは別に新しい組織も誕生し、大衆運動としての性格を強めながら、民主主義や平和を求める他の国民運動と手を携え、運動を広げていった。愛媛県においては、昭和36(1961)年に、愛媛県同和対策協議会(略称 県同対協)が誕生し、「対話と協調」を基本理念とし、「行政と共闘」「教育との連帯」を指標として、今日まで本県の解放運動を中心的に担ってきている。

【コラム 地名総鑑事件】

昭和50年11月に、大阪で「部落地名総鑑」という図書が運動団体の手で摘発された。また、数種類に及ぶ類似図書の存在やそれらの購入者も明らかにされた。それらの内容は、同和地区所在地を旧・新地名で示すとともに同和地区の大字・小字名、世帯数、主な職業別世帯数など詳細なデータを記載するもので、差別を営利の手段とするきわめて悪質な差別図書である。

このような「地名総鑑」の購入者は、個人から大企業、個人から大企業、とくに主要な自動車産業・金融機関、公共的機関や教育的機関にまたがり、1冊5,000円から2,7000円で販売されていた。マスコミによって公表された購入企業の中には、愛媛県の企業も2つ含まれていた。

この地名総鑑事件は、とりわけ次の点において重大な問題をはらむものである。

- ① 部落差別そのものを商品として扱う、いわば「差別を商う」「差別することで利益を得るという行為」であり、悪質さにおいて他に例を見ないものである。
- ② 同和問題解決の根幹にかかわる職業選択の自由や結婚の自由を侵害するものである。
- ③ 同和問題解決に大きな社会的責任を有する企業や金融機関、公共的機関や教育的機関が購入し、差別者として加担したことは、見逃すことができない罪悪である。

この事件をきっかけとして、調査等の規制条例が制定されたり、昭和52年以降、労働省の指導によって従業員が100人以上の事業所には、企業内同和問題研修推進員(現在は、「公正採用選考人権啓発推進員」)が置かれたりするようになった。また、本県の各市町村においては、身元調査お断り運動等も行われている。さらに、全国高等学校統一用紙の趣旨の徹底や、面接時の「差別につながるおそれのある14項目」に接触した事業所への指導の徹底を図るなどして、就労の機会均等と公正採用選考の確立に努めている。

しかし、平成10年に大阪府で発覚した、調査会社による大規模な身元調査事件に示されているように、現在においても、身元調査は、様々な形で行われている。また、最近では、インターネットによる悪質な差別落書きが大きな問題となっている。これらは差別意識を剥き出しにしたきわめて悪質な行為であり、人権確立の潮流への挑戦的行為であるとも言える。今後は、それを見抜くきびしい目を育てていく必要がある。

オ 同和問題解決に向けた特別対策としての取組

(ア) これまでの経緯

昭和40（1965）年8月、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とする同対審答申がだされた。同対審答申を受け、昭和44（1969）年に、「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という）が10年間の限時法として制定され、さらに3年間延長された。同対法により、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする同和对策事業が本格的に行われることになった。その結果、物的な基盤整備の急速な進展がみられたのをはじめ、高等学校等への進学奨励等教育の充実、職業訓練による職業の安定化等についても一定の成果をあげた。しかし、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生した。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた「地域改善対策特別措置法」が昭和57（1982）年に5年間の限時法として制定された。同法では、事業名称が地域改善対策事業と改められ、事業実施に当たって、対象地域と周辺地域との一体性の確保と公正な運営が求められることとなった。その後、地域改善対策協議会（以下「地対協」という）の意見具申「今後における地域改善対策について」（昭和61年）を受け、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という）が5年間の限時法として制定された。地対財特法は、地域改善対策事業のうち、特に必要と認められる事業（地域改善対策特定事業）の円滑かつ迅速な実施を図るために、地方公共団体の負担を軽減することを内容とするもので、一般対策への円滑な移行のための最終法と位置付けられた。

地対財特法は、地対協の意見具申「今後の地域改善対策について」（平成3年）を踏まえ一部改正され、事業の見直しを行ったうえで、5年間延長された。その後、平成5年度の同和地区実態把握等調査や平成8年の地対協意見具申などをもとに、地対財特法は再度改訂され、平成8年度末までに完了できない物的5事業及び激変緩和措置の必要な非物的10事業は期限を5年間再延長し、残りの事業は一般対策に移行して実施することとなった。

(イ) 成果と課題

同対法の施行以来3度にわたり制定された特別措置法に基づき、特別対策を中心に関係施策が推進されてきた。これまでの成果について、平成8年の地対協意見具申では、「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。」としている。しかし、教育・就労・産業など較差が存在する分野が見られ、「差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況も見られ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。」という認識を示している。

そして、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題として、「依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育・就労・産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化」を指摘している。

カ 同和問題解決への展望

(ア) 一般対策への移行

「地対財特法」は、平成14（2002）年3月31日をもって法期限をむかえ、激変緩和措置がとられていた特別対策についても、一般対策へ移行することになった。平成8年意見具申では、移行への基本的な考え方を、「同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある」としている。

(イ) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の取組については、平成8年の意見具申で、「すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」とし、「国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進」する必要性を指摘している。

そして、平成9（1997）年7月に、人権文化の創造をめざす「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、さらに、平成12（2000）年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。本県においても、平成12（2000）年3月の「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画の策定に続き、平成13（2001）年3月に「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」が公布され、それに基づいた取組を進めている。「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」の前文では、「我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており」と、同和問題をはじめ様々な人権に関する問題が存在することを確認したうえで、「すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない」と述べている。さらに、本文では県の責務や県民の責務、県と市町村との協働等について規定している。

(ウ) 人権侵害による被害の救済等の充実強化

同対審答申でも指摘されていた人権侵害による被害の救済等については、平成8年の意見具申でも「21世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである」と指摘された。それを受けて、「人権擁護施策推進法」で設置された人権擁護推進審議会より、平成13（2001）年5月「人権救済制度の在り方について」答申が出された。その趣旨を踏まえ、平成14（2002）年1月30日、政府は強制調査権限をもつ人権委員会（仮称）の設置を柱とする「人権擁護法案」の大綱をまとめて公表し、新たな人権救済制度創設の構想を示した。

2 女 性

(1) 女性問題はどうしておきたのか

ア 女性差別の要因

女性に対する差別の要因としては、歴史的に長い間、男尊女卑の社会が続いてきたことが挙げられるであろう。武家社会においてはもちろんであるが、明治維新以降、大日本帝国憲法が制定された中であっても、女性の政治的権利は全く認められず、参政権はなかった。もちろん、政治的権利の獲得に向けた女性の闘いはあったが、政治的圧力で実現せず、参政権

の男女平等が認められるのは、日本国憲法の制定をまたなければならなかったのである。

また、「家」制度や良妻賢母教育は明治時代に「富国強兵」を国策として進めるために採用されたものであり、女性は「良妻賢母」が理想とされ、家のため、夫のため、子供のために努めるのが女性の本分として考えられた。しかし、これはそういった考え方を美とする教育がなされていたところがある。旧民法では、妻の財産管理権や相続権も認められず、子に対する親権も原則として認められていなかったのである。

第2次世界大戦後、日本国憲法の制定により、個人の尊重（第13条）、法の下での平等や性別による差別の禁止（第14条）、両性の本質的平等（第24条）が明確に規定され、そして、女性もようやく参政権を手に入れることができた。民法も改正されて、戸主権を中心とした「家」に関する規定は全て姿を消して、表面上は男女平等が実現したが、まだまだ「家」制度に基づいた伝統的な男女の優劣観・上下観が根強く残っている。

イ 女性問題の現状

昭和30年代に高度経済成長が始まり、経済効率・生産性優先のために「女性が家庭に専念することで、男性は雑事に煩わされることなく企業戦士となって働く」という性別役割分業意識が社会的に定着してしまい、ジェンダーが確立してしまったために、現実の生活では平等は形だけのものにしかならなかった。

現在でも職業の制限、職場における差別的待遇や昇進における不利益や過度に女らしさを要求されたり、セクシャルハラスメントや性の商品化ということも起こったりしている。また、逸失利益の問題は、女性の地位が男性に比べ低いことを象徴的にあらわしている。最近では、さらに配偶者に対する暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスが社会問題としてクローズアップされてきている。

しかし、人々の意識は着実に変わりつつあり、国内外での女性問題への取組みについても活発な動きが出ている。愛媛県でも男女共同参画に関する条例を作り、実質的な男女平等を達成することを目指そうとしている。

資料1 性別役割分担意識

	肯定的意見	否定的意見	どちらともいえない	無 回 答
「男は仕事、女は家庭」という考え方は当然である	19.4%	53.8%	26.6%	0.2%

資料2 DV（ドメスティックバイオレンス）の実態

項 目	割 合
大声でどなられる	34.0%
「誰のおかげで生活できるんだ」と言われる	14.7
何を言っても無視され続ける	13.2
いやがっているのに性的な行為を強要される	11.4
医師の治療が必要とならない程度の暴行	9.3
命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	4.8

（資料1,2：平成12年「男女共同参画に関する世論調査」愛媛県）

(2) 共に生きる男女共同参画の社会実現に向けて

ア 法律や施策の制定

男女雇用機会均等法

女子差別撤廃条約の批准に伴う国内法整備のひとつとして、昭和61年4月から改正前の男女雇用機会均等法が施行されたが、募集・採用や配置・昇進における男女の機会均等が、事業主の努力義務に過ぎなかった。そうしたことから、この法律の不備が指摘されるようになり、平成9年、労働基準法や育児介護休業法とあわせてこの法律が改正された。主な改正点としては、次のようなことがあげられる。

- 募集、採用や配置、昇進の規定が、努力義務から禁止規定となったこと
- 女性を優遇する措置が、原則として禁止されるようになったこと
- 国の勧告に従わない企業は、企業名の公表を行うことができるようになったこと
- セクシュアル・ハラスメントに関して、事業主の配慮義務が規定されたこと
- 妊娠中や出産後の女性従業員の健康管理の措置が、義務とされたこと

この法律は、改正によって、それまでの福祉法的なものから、女性差別の禁止と母性健康管理のための法律へと位置付けが大きく変わったのである。

男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と前文で明確に位置付けた男女共同参画社会基本法が、平成11年6月に施行された。

この法律では、「男女共同参画社会」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけており、この実現に向けて、男女の人権の尊重（基本法第3条）など5つの基本理念が掲げられている。

そのうえで、国、地方公共団体、国民に対して、それぞれの立場からの責務を求めている。この基本法の施行により、男女共同参画社会の実現は、地方公共団体にとって重要な政策であることが明確に位置付けられたことになる。

イ ポジティブアクション

ポジティブアクションとは、男女間の格差是正を図るため、女性（または男性）に一時的に優先枠を設けるなど、特別にとる措置のことで、「アファーマティブ・アクション」「積極的改善措置」などともいわれる。現在、男性と女性の間には、様々な面で格差があり、社会的地位も低く押さえられているという状況がある。このために法律を設けたり数値目標を定めたりするなど、女性の地位を向上させるための積極的な施策が必要なのである。

これまで企業、団体などの組織においては、女性が管理職等、意思決定に携わるに立場に就くことは少なく、地域活動においても同様であった。しかし、政策・方針決定過程への女

性の参画は、男女が共に豊かな生き方のできる社会の実現と調和のある発展に欠くことのできないものであり、ポジティブ・アクションの導入により、女性のあらゆる分野への参画を図っていく必要がある。愛媛県においても、管理職への女性の積極的登用に努めるとともに、県の審議会等委員の女性の登用率について、平成13年4月現在23.8%から、平成17年には33.3%、平成22年には40%の目標を掲げ、早期達成に取り組んでいる。また、平成13年5月に新しくされた「愛媛県男女共同参画計画」においても、目標達成の度合いをわかりやすくするため、数値指標を掲げている。

(3) 積極的な施策の推進をめざして

これまで、女性政策として進められてきた「男女平等」に関する施策は、「男性だけではなく女性にも機会を用意する」、といった消極的なものにとどまっていたが、基本法の趣旨は、性別による差別的取扱いがある場合は、それを排除し、是正・改善していくという積極的な考え方に立っている。この法律を軸に今後、「女性の権利は、人権である」という視点に立った施策が推進されなければならない。

また教育現場においても、個人が性別役割分業意識を解消し、主体的に生き方を選択できるようになるためには、きめ細やかな配慮と男女とも個性を伸ばす教育を推し進めていかなければならない。21世紀を担う人材を育てる学校教育の場には、ジェンダーフリーであることが特に求められているといえよう。

3 子ども

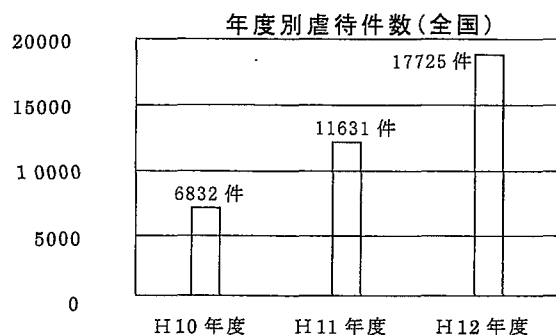
(1) 子どもの人権侵害の実態

ア 児童虐待

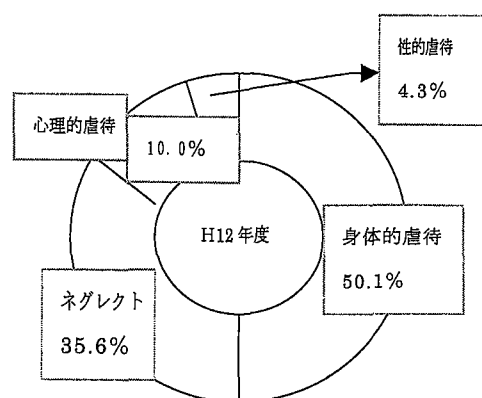
近年、全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談件数は急増しており、平成12年度、本県の児童相談所に寄せられた相談件数98件は、統計を取り始めた平成2年度の14倍にも上っている。

幼少時からの継続的に受けた虐待は、トラウマとなって、いつまでも虐待体験の幻影に悩まされ、場合によっては、自分の子どもに虐待を繰り返すという世代間連鎖を引き起こすと言われており、早期の問題解決が重要な課題となっている。

○虐待件数の変遷



● 虐待の種類



児童虐待の要因としては、次のようなことが指摘されている。

- ・ 少子化、核家族化の進展に伴う地域社会の崩壊などにより、地域や親族、友人などの相互支援が弱くなり、子育てする家庭（親）が孤立化しがちである。
- ・ 親自身が子ども時代に十分な愛情を受けずに育っている。
- ・ 生活に経済不安、夫婦不和などのストレスが積み重なっている。

以上のことなどが複合した場合に生じる可能性が高いが、根幹には、子どもとうまく関わられず、子育て不安に陥っていることが要因と考えられる。

○児童相談所相談処理件数の推移

(全国相談処理件数推移表)

	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12
18,000件 16,000 14,000 12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000											
全 国	[100] 1,101	[106] 1,171	[125] 1,372	[146] 1,611	[178] 1,961	[247] 2,722	[373] 4,102	[486] 5,352	[630] 6,932	[1,056] 11,631	[1,610] 17,725
愛 媛 県	[100] 7	[129] 9	[200] 14	[57] 4	[200] 14	[100] 7	[100] 7	[100] 7	[229] 16	[1,329] 93	[1,400] 98

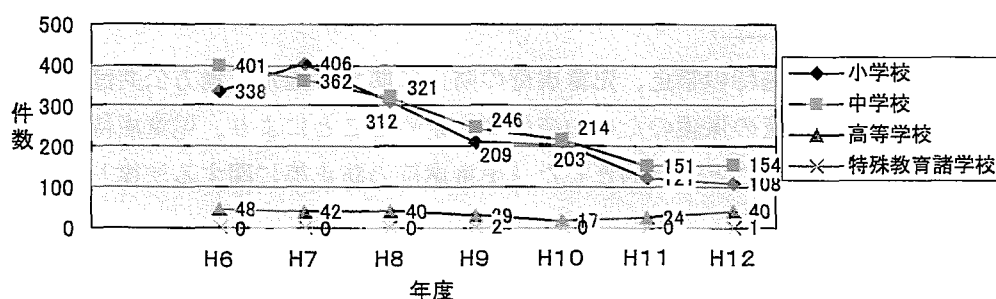
子どもが最も信頼する保護者から受ける虐待は、人格形成期にある子どもの心身に大きな影響を与えるものであり、子どもに対する重大な人権侵害である。これまでも児童相談所を中心に対処してきたが、児童虐待は、家庭内という、いわば密室で行われることが多いため、顕在化しにくいという問題がある。

イ いじめ問題

いじめ問題については、学校において特段の努力が払われているが、依然として憂慮すべき状態にある。この問題の背景には、様々な要因があるが、児童虐待と同じように顕在化しにくい面がある。近年の本県はいじめ発生件数をみると、ピーク時の平成7年度に比べ、半数以下に減少しているものの、いじめは、特定の子どもに対し、継続的かつ長期的にわたって、陰湿で残忍な方法で行われる傾向にあり、できる限り早期に解決する必要がある。

いじめる側の子どもには、善悪の判断能力や自制心の欠如、他人の心の痛みがわからなかったりするなど、心の荒廃が深く内在していると考えられる。

愛媛県のいじめの発生件数



○いじめの種類と件数 (平成12年度愛媛県) 小・中・高・特殊教育諸学校合計 ※複数回答

種					類			
冷やか し、 からかい	言葉で の 脅し	仲間はず れ	暴力をふ るう	集団によ る無視	持ち物隠 し	たかり	お節介、親切 の押し付け	その他
158	83	66	59	25	18	10	7	17
合計 443								

(2) 子どもの人権を守るための具体的な取り組み

ア 児童の権利に関する条約等の普及啓発

すべての子どもが差別や権利侵害を受けることのないよう、「児童憲章」や「児童の権利条約」の趣旨に則り、人格を持った一人の人間として尊重されるよう「児童福祉週間」における広報啓発をはじめ、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に関する普及啓発を図り、子どもの権利擁護に努めなければならない。

学校教育においては、社会科をはじめとするあらゆる教育活動を通じて、児童生徒に条約の趣旨を周知するとともに、子どもの発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神の高揚を図ることが求められている。

また、教師の言動が子どもを深く傷つけたり、学級のいじめを誘発したりするなど教師が子どもの人権を配慮せず教育活動をしている場合があるので、子どもにとっての教育環境である教師の人権意識を高める研修が必要となってくる。

児童の権利条約

教育と救済型福祉を基本的施策に「世界児童憲章(1922年)」が作成され、その後も「子どもの最善の利益」を理念に、「児童の権利宣言(ジュネーブ宣言)(1924年)」、「児童の権利に関する宣言(1959年)」などが立法化された。

1989年には、世界中に、飢えや貧困、虐待など、不幸な状況に置かれている子どもが数多く存在することにかんがみ、子どもの人権を擁護するため、国連において「児童の権利に関する条約」が採択され、子どもを特別に保護が必要な存在としながらも、権利の主体として位置付けがなされた。日本においても1994年に、158番目の締約国として、この条約を批准している。

児童虐待防止法等

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年に公布、施行された。

法においては、学校教職員等の児童の福祉に職務上関係ある者の責務として、虐待の早期発見の努力義務及び虐待を発見した者の通告義務が明記されており、上述した虐待の相談件数の増加にもつながっている。なお、通告については、守秘義務違反や結果的に誤った情報であっても罪に問われることはなく、また逆に、児童相談所等の職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。

法の制定は子どもと家族を取り巻く現実に一石を投じることとなったものの、憂慮すべき事項全てが解決されるわけではなく、今後、子どもの権利の視点に立ち、確かな子育てを保証するために、家族関係の新たな理念の構築が求められている。このほか、近年は各自治体レベルで、子どもの権利に関する条例を制定する動きもある。

イ 虐待への対応

① 早期発見、早期対応への取り組み

虐待の早期発見、早期対応に向け、地域の児童福祉の専門機関である児童相談所の機能強化を図るとともに、主任児童委員などの地域スタッフや児童相談所、教育、警察、医療などの関係機関で構成する虐待防止のためのネットワークづくりを推進する。

② 虐待の予防観点からの取り組み

虐待を起こしやすいハイリスクの親に対し、保健婦（士）等の専門職が、乳幼児健康診査や育児相談等の機会を活用し、子育てする親の育児支援を推進するとともに、親子の心の健康づくりと虐待の予防・早期発見・再発防止に向け、関係機関、育児サークル、NPOなどと連携した取り組みを推進する。

③ 心のケア対策

虐待をされた子ども、虐待をした親に対し、学校カウンセラーや児童相談所の心理職員等が中心となって、心のケアの充実に努める。

ウ いじめへの対応

いじめ問題の解決のためには「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない行為であり、社会で許されない行為は子どもでも許されない」との強い認識に立ち、児童生徒一人ひとりを大切にする教育が求められている。

問題の解決に当たっては、次の事柄に留意しながら、子ども一人ひとりにきめ細かい指導・助言を行う体制を整備し、子どもの個性を伸ばす教育を推進していく必要がある。

- ① いじめられる子どもの立場に立った親身の指導や事実関係の究明によるいじめる子どもに対しての適切な指導
- ② 日々の温かいふれあいを通じての信頼関係の構築による相談活動の充実
- ③ 集団活動や体験学習の推進による明るく生き生きとした学校生活
- ④ 子どもにとって「心の居場所」となる学校、家庭づくり

特に、学校教育の中での競争意識からくるストレスなどは、子どもにさまざまな影響を与えていることを考慮し、休息、余暇、遊びなどを通じてのストレスの開放にも努めるなど、「ゆとりの確保」の配慮を行う必要がある。

また、「校則制定のあり方」、「懲戒のあり方」、「体罰」、「原級留置」、「不登校問題」など、十分に配慮し、子どもが自ら学び、子ども同士がお互いに尊重し、認め合うことができる学校づくりに努め、子どもが自らの考えを表明できる自己学習能力、自己判断能力の向上が図れる教育を推進するとともに、子どもが学びの主体であることを再認識し、常に子どもの視点に立った教育を推進しなければならない。

エ 相談窓口の充実

家庭や学校の様々な悩みに気軽に相談できるよう、子どもや親に相談窓口の周知を図り、いじめや不登校など、事態が深刻化する前に、問題の解決や防止に努めなければならない。

また、育児相談は、市町村保健センター、地域子育て支援センター、保健所等、身近な場所で気軽に行うことが必要なことから、子育てを支援する各相談窓口の充実を図り、安心とゆとりをもって、子どもを生み育てることができるような環境の整備が必要である。

このほか、子どもの意見を主張させる機会を積極的に設けるとともに、子どもの苦情を受け付け、解決する制度を確立するなど、子どもの人権に十分配慮しながら、学校・家庭・地域が連携しながら相談窓口の充実に取り組んでいく必要がある。

4 高齢者

(1) 高齢社会の到来と人権侵害の実態

ア 高齢社会を迎えることについて

1992年の第47回国連総会で「1999年を国際高齢者年にする」ことが決議され、テーマは、「すべての世代のための社会をめざして」と設定された。高齢者のための、高齢者の生活しやすい社会をつくるということは、すべての人々が生活しやすい社会をつくりあげることでもある。

我が国は、平均寿命が大幅に伸び、世界一の長寿国となっており、急速な高齢化の進展に伴い、平成27（2015）年には、四人に一人が65歳以上という世界でも例をみない高齢社会が到来すると予測されている。

本県における高齢化は、全国平均に比べて7～8年先行しており、平成12（2000）年の国勢調査における抽出速報集計では、全国17位となっている。

高齢社会を迎え、人間の尊厳を守り、すべての世代が助けあって、豊かで活力ある社会を

築いていくことが今まで以上に重要になってきている。

イ 高齢者に対する人権侵害とその要因

高齢者の生活資金をねらった詐欺事件や経済犯罪など、弱い立場の人への犯罪行為が大きな社会問題になっている。住宅にボールを投げ込んで、「取らせてください」と家に入り込んで盗みを繰り返して補導された少年が、『高齢者が一番だましやすかった』と供述したこともあった。最近では、一人暮らし等の高齢者を狙った悪徳商法など、高齢者の財産権の侵害等の問題も発生している。

また、敬老の日が近づくと、高齢者が一人寂しく、だれにも看取られずに死んでいく孤独死や、思いあまって自ら命を断つ自殺記事が毎年のように新聞で報道されている。

我が国は、世界一の長寿国であると同時に、世界で一、二を争う高齢者の自殺・孤独死の多い国でもあり、高齢者の生きがいが必ずしも十分に満たされているとは言えない現状にある。

さらに、寝たきりや痴呆などの弱い立場にある高齢者が、介護を放棄されたり、虐待を受ける事例も発生している。

これらの背景として、核家族化の進行などに伴い、家族による介護力が低下していることや人間関係の希薄化などにより、高齢者を支える力が弱くなっていることなどが上げられている。このような社会背景の中で、人権教育という視点から高齢者に対する施策を見直し、教育・啓発の面でもこれまで以上に高齢者の人権擁護について意識を高める必要がある。

(2) 高齢者の人権を守るための施策

高齢者が社会を構成する重要な一員として、共に生きがいを持ち安心して暮らせる社会環境の整備とともに、高齢者の人間としての尊厳の確保、プライバシーの保護など、人権に配慮した地域全体で高齢者を支えていくことがこれまで以上に重要である。

愛媛県では、平成12（2000）年11月に新しい「愛媛県高齢者保健福祉計画」を策定し、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会づくり」実現に向けて、次のような目標を掲げ取組を進めている。

- ① 啓発活動及び福祉教育の推進
- ② 生きがいづくりと社会参加の促進
- ③ 生涯学習の機会の提供
- ④ 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- ⑤ 相談業務及び権利擁護の充実
- ⑥ 元気な高齢者に対する総合的なサービス提供の整備
- ⑦ 就労の機会の保障

このような施策を通じて、誰もが安心して年をとることができ、生きがいを持って暮らせる地域社会をつくっていかねばならない。生きがいとは、家族や社会の中での存在感である。高齢者が地域の活動に参加し、長年にわたる人生上の体験、職業生活の経験を生かし、地域社会に貢献できる活動を活発に展開していくことが、高齢者が生きがいを実感できる社会なのである。

また、高齢者に対する介護は、社会全体行おうという観点に立って施策を推進する必要がある。高齢者の介護を家族だけが背負い、それがストレスとなって、高齢者の人権侵害につながるケースも多い。現在「ゴールドプラン21」等の施策によって、在宅サービスや施設サービスが充実してきているが、介護サービスが、「いつでも、どこでも、誰にでも」提供される社会の実現が、高齢者の人権擁護につながっていくのである。

(3) 高齢者の人権を尊重していくために必要なこと

健康寿命が大きく伸び、高齢者像も変化してきている。高齢者を弱者イメージでとらえるような画一的な見方を払拭し、豊かな知識と経験をもち、社会を支える重要な構成員として的高齢者像を構築するための意識啓発を推進する必要がある。たとえば、「人権教育のための国連10年」国内行動計画では、「高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。」ことがあげられているが、核家族化の進行に伴い、高齢者とともに過ごす機会の少ない児童生徒に、高齢者が持っている昔ながらの技術や知恵を学ぶ機会をつくり、交流体験を通じて、児童生徒の敬老意識の醸成、高揚を図る取組などを積極的に行っていくことも必要であろう。(コラム参照)

【コラム 交流活動を通しての触れ合い（関前中学校）】

平成12年度愛媛県同和教育研究大会発表資料より

福祉体験学習から

校区の実態から、「高齢者の福祉に関する学習」は、本校生徒にとって避けてとれない題材です。本校では、平成8年度より校区の高齢者福祉センターの協力を得て高齢者との交流活動をはじめとする体験活動を実施しています。

高齢者福祉センター交流事業

この活動は、生徒会の「自然環境人権委員会」が中心となって企画し、全校生徒が参加しているものです。そして「総合的な学習の時間」を活用して活動計画を話し合ったり、準備や活動を行ったりしています。交流活動の主な内容としては、「お年寄り語り合おう。」「昔の遊びをしよう。」という2つです。関前村でも核家族化が進み、お年よりと同居している生徒は多くありません。しかし、交流活動を通じて、生徒たちは何のためらいもなく、学校生活や家族のことを写真を手にして語り合ったり、将棋や綿菓子作りなど楽しんでいました。

お年よりもまるで自分の孫に接するかのように昔の関前の様子や自分の家族のこと、最近の出来事などについて語っていました。また、剣玉やお手玉の腕前を披露したり、新聞広告を活用した籠作りや動物の置物作りで生徒を驚かせもしました。そして、生徒の手話による合唱にも興味深く見入っていました。

福祉体験活動のなかで高齢者とかかわっていくことは、自分自身の良さを見つけたり、相手のすばらしさを再認識したりすると同時に、かけがえのない個として互いに支えあい、高めあおうとする意識の高揚につながるのではないかと考えています。

5 障害者

(1) 障害者を取り巻く環境と人々の意識

現在、障害者に対するあからさまな差別等はかなり少なくなっている。しかしながら、障害や障害者に対する差別意識が解消されたとはいえない。また、障害や障害者に対する理解が不十分なために、誤った認識を持っている例も少なくない。教育の現場においても、特殊学級や特殊学校に在籍する者に対して障害のない児童生徒が、「かわいそう」とか「保護や世話をしてあげるべき存在」と考えている例や、一歩引いて付き合うような反応が一部ではあるが見られる。

これらの多くは、障害に対する科学的な認識や、障害者への正しい対応についての知識が不十分なために起こるものである。今後、一人ひとりが障害及び障害者に対する正しい認識を深め、障害者の自立と社会活動への参画の支援が広く行われるよう、地域の人的・物的な社会資源や施策の充実が必要であり、そのために教育が果たす役割は大きい。

【コラム 障害者を取り巻く障壁の除去】

国が平成5年に策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりを目指して－」では、障害者を取り巻く次の4項目の障壁を除去し、障害者が自由に社会活動に参加できるような平等で障壁のない、バリアフリー社会の実現を目標としている。

- ① 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる放置自転車や電柱等の障害物、乗降口に段差のある車両構造のバス、鉄道・地下鉄等の駅の狭い改札口やホームまでの段差、施設等出入口の段差等の物理的な障壁
- ② 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- ③ 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化、情報面での障壁
- ④ 心ない言葉や視線、人間としての尊厳を傷つけるような扱い、障害者を庇護されるべき存在としてとらえられる等の意識上の障壁（心の壁）

(2) 障害者差別をなくするための取組

障害者差別をなくしていくためには、施策と教育の両面から上に掲げた4項目の障壁を取除き、バリアフリーの社会の実現を目指さなくてはならない。

ア 施策

障害者差別をなくしていくための施策を行っていくためには、次のような視点が重要である。

- ① 障害者は、特別な存在ではなく障害のない人と同じ社会の構成員であること
- ② 障害者は、一人の人間として基本的人権を有しており障害による差別・偏見を受ける理由がないこと
- ③ 障害者自身が大きな可能性を有していること

④ 障害者の問題はすべての人々自身の問題であること

12月9日の「障害者の日」を中心として行われる各種の行事は、以上のような視点に立って、障害者及びその福祉に対する正しい知識の普及を図ることを目的としている。

現在、障害者の就業の確保やスポーツ文化活動、在宅福祉の推進、施設福祉の推進など障害者のための様々な事業が展開され、その充実強化が図られている。これらの事業は、障害者の自立促進と生きがいにつながるものである。しかし、それ以上にこれらの事業は、障害者の人権を擁護することにつながり、人間の尊厳を確保するための事業であるという認識をもって推進されなければならない。

障害者に対する施策としては、現在次のようなことが行われている。

① 障害者に対する理解と自立促進の啓発のために

- 各種イベント ○障害者相互の交流や障害者の社会参加ための事業等

② 就業の確保のために

- 職業訓練、現場実習 ○法定雇用率遵守の指導 ○小規模共同作業所の運営基盤強化等

③ スポーツ文化活動の進行のために

- スポーツクラブの支援 ○障害者スポーツ指導者の養成 ○点字文化祭や障害者福祉のつどいの支援等

④ 在宅福祉の推進のために

- ホームヘルパーの派遣、デイサービスやショートステイの充実、○グループホームや社会復帰施設などの整備促進、○盲導犬、介助犬の給付、○手話、点訳ボランティアの養成やガイドヘルパーの派遣等

⑤ 施設福祉の推進のために

- 入所施設の整備促進等

イ 教育

(ア) 教育環境の充実

障害者がたくましく社会参加をしていく姿は、差別解消のための有効な手段となる。盲・聾・養護学校や小中学校の特殊学級等では、障害のある子どもたちが、障害に基づく種々の困難を克服し、可能な限り積極的に社会参加・自立していくために、障害の状態や能力・適正に応じた教育内容・方法の充実や、適切な教育環境の整備に努めている。また、一人ひとりの障害にきめ細かく対応するため、教員の資質や指導力の向上を目指し、研修等の充実を図っている。

なお、最近スポーツや工芸などさまざまな分野で、障害のある児童生徒が社会に参加して注目を浴びる場面も増えてきている。

(イ) 交流教育

障害のある子どもたちに対する理解を深めるとともに、すべての子どもたちの豊かな人間性を育てるために、行事やスポーツ、奉仕活動や共同作業等を通じた交流教育を進めて

いる。今後、行事等特別に設定された場面だけでなく、自然な姿勢で日常的交流が図れるよう、地道な取り組みを進める必要がある。

また、盲・聾・養護学校の所在地や児童生徒の居住地における、地元の人々や団体等とのきめ細かな交流の蓄積が、日常的に障害者と共に生活することを当然とする雰囲気を作り出し、差別解消につながっていく。

(ウ) 教育相談体制の充実

障害のある子どもを持つ保護者の悩みに応えるために、県内10か所を巡回しての相談を年2回実施しているほか、総合教育センターの特殊教育研究室でも随時相談を受け付けている。また、2回目の巡回教育相談の際には、県内5か所で障害児教育に関する講演会・映画会を実施して啓発を図っている。今後、各地域においてきめ細かい相談活動を実施するため、盲・聾・養護学校における教育相談体制の充実を図っていく必要がある。

【コラム 今、学校では】

バリアフリーの意識を育て、社会の中で障害者とともに生きることを当然とする考え方を身に付けるために、前述の交流教育は大変有効な手段である。各学校では近隣の幼稚園、小・中・高等学校だけでなく、地域社会の団体などと積極的な交流を継続している。特に地域のお年寄りとの交流は多くの学校で実施しており、公園等の清掃奉仕で共に汗を流したり、ゲートボールを楽しんだり、細工物などを習ったりして交流を深めている。こうした交流は、障害のない者が日常生活において、障害者を自然な形で受け入れていく意識の形成に寄与している。

また、盲・聾・養護学校では、参観や研修の希望を可能な限り受け入れており、小・中学校の教員や学生、その他一般のグループなどが学校を訪れて授業や施設設備の参観、担当教員の講話、児童生徒に混じっての体験などの研修を行うことが多い。例えば盲学校では点字や手引き歩行の基本を学んだり、肢体不自由養護学校では車椅子体験を行ったりしている。単なる理論学習でなく、こうした体験の積み重ねが、障害者と自然な形で共生する社会の形成につながっていくのである。

(3) 真の共生社会を作るために

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとすると、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験などでの差別）などが問題となるが、中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人達の心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることで、社会全体が障害について正しく理解することが必要である。

バリアフリーの理念による取組は、ややもすると、たとえば段差のある歩道を改良するとか、階段に手すりを付け加えるといったように、すでに存在するものに付け加えたり、改良したりといった取り組みに限られがちである。このような一つ一つの障壁を改良していくという取り組みは、様々な条件の制約を受けやすく、対応のためのコストも高くなりがちであるとともに、障害の態様は多様であるため、視覚障害者の誘導ブロックが車いすの通行の妨げとなる等、あ

る障壁を除去することが別の障壁を作りだしてしまうということも、しばしば発生する。また、バリアフリーの取り組みは、障害のある人々や高齢者等特別の配慮を必要とする人々のための取り組みと認識されることが多く、このことが逆に、障害のある人々や高齢者を「特別な人々」として差別する意識を再生産してしまうことになりかねない。

このような考え方から、近年、設計段階から障壁のないものを構想し、障害のある人々や高齢者等の特別な人々を対象としたものではなく、すべての人々が共通して利用できるようなものや環境を作ることを目差して、「ユニバーサルデザイン」という考え方が提唱されている。障害のある人々を含め誰もが使える物や環境が作られれば、障害のある人々は特別扱いを受けるのではなく自然に社会に溶け込んでいくことができ、障害者施策の目標である共生社会に大きく近づくことが可能となる。

【コラム 欠格条項の見直しと事例】

バリアフリーを制度的な面から実施していこうとする動きが、欠格条項の見直しである。

「障害者に係る欠格条項」とは、資格・免許制度等において障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限したり、障害のある人に特定の業務への従事やサービスの利用などを制限・禁止する法令の規定のことで、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」において「障害者に係る欠格条項」が障害者の社会参加を不当に阻む要因とならないよう必要な見直しを検討することとされ、平成11年8月に障害者施策推進本部において63制度がその対象とされた。平成12年度末までに3制度が、平成13年6月には「障害者に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」により27制度が見直される等、平成14年度末までに必要な措置を終了することとしている。

6 外国人

(1) 外国人差別の現状

日本にいる外国人は、外国人登録をしている人だけで168万人（2000年）に達している。このうち約60%が、日本に定住している韓国、朝鮮、中国の人々である。これらの人々は日本に生活の基盤をもち、また日本で生まれ育った人も多く日本とのつながりが極めて強い人々である。

さらに、近年、日本に仕事や勉強の場を求めて入国するニューカマーと呼ばれる外国籍の人々が増えている。その中には、かつて南米の国々に移住した日本人の子や孫にあたる、いわゆる日系2世、3世の人々や、在留資格をもたない外国人、さらに日本人と結婚した外国人やその子どもたちなどが含まれる。

日本に仕事を求めてくる外国籍の人々が増えている最も大きな背景は、南北問題である。日本と外国人労働者の所属する国や地域との経済力の格差は南北問題に起因している。特に先進諸国に富が蓄積し、第三世界では富が流失してしまい、経済的な貧しさ、安い賃金といった状況のなかで、家族を支えるため、また自らの生活を維持するため、海を渡って外国人労働者と

なって働くようになることを学ぶ必要がある。

このような、先進諸国と第三世界との関係について学ぶには、「貿易ゲーム」「コーヒーとトラクター」（貿易の不公平）などの国際理解教育での手法の活用が有効である。

【コラム 国際化時代の到来】

平成12（2000）年の外国人入国者は、527万2,095人である。そのうち、観光、商用、親族訪問等を目的とした「短期滞在」は391万624人で最も多く、「定住者」は、4万33人で前年に比べ1万6,568人増加している。「定住者」の国籍別では、ブラジルが2万9,264人で最も多く、「定住者」全体の73.1%を占めている。就労を目的とする在留資格で新規入国した人は、12万9,868人で前年に比べ2万1,830人増加している。

また、愛媛県内に在住する外国人は、6,029人（2000年末）であり、10年間で約1.9倍と急増し、その国籍は、特別な歴史的経緯を持つ韓国・朝鮮の人々や、近年急増している中国の人々をはじめとして、65カ国に及んでいる。

一方、日本から出国する人も年間1,700万人（2000年）を超えており、渡航目的別にみると、観光等を目的とする者が、1,458万2,476人と出国者全体の81.8%を占め前年に比べ、112万9,607人（8.4%）増加している。

日本の外国人に対する法律制度は、「外国人登録法」と「出入国管理及び難民認定法」によって成り立っており、外国人は、登録する義務があり、管理される対象であるという法体系になっている。外国人に対する基本的人権の保障は十分とはいえず、特に在留資格をもたない人々の中には、就労資格をもたないため不当に解雇されたり、労働災害があったとき保障が受けられないなどといった、深刻な人権侵害を受ける場合が目立っている。

社会意識の中では、特定の民族集団に対する差別や偏見が依然として強く、結婚や就職をはじめ、生活上の様々な場面で、外国人であることから不利益をうけるケースが多くみられる。平成7年度（1995年）に県が実施した「日常生活に関する在県外国人の意識」調査では、半数以上（54.5%）の人が学校や職場あるいは日常生活において、外国人であることによる差別や偏見を感じたことが「ある」と回答している。

【コラム 在日韓国・朝鮮人の現状と問題点～民族差別をなくすために～】

最近の人口統計をみると、日本に定住している韓国、朝鮮の人々は63万5,269人で、全外国人のうち37.7%を占めている。（2000年末）

日本人の在日韓国・朝鮮人に対する差別意識の根底には、「わざわざ異郷の日本にいてもいいのではないのか」という意識がある。しかし、そのような意識は明治以降の歴史を学べば間違いであることがわかる。民族差別をなくすためには、次のような歴史認識が必要である。

明治になり、朝鮮の人々が日本で働きはじめたのは1890年頃である。そして、1910年の韓国併合以降、日本に在住する韓国・朝鮮人の数は急激に上昇し、九州の炭鉱、山深い鉄道建設現場などでの就労が目立つようになった。これは、戦争による日本での人手不足を解消する代替労働者の役目も負わされていた。

戦後になって多くの人が帰国した。しかし、日本に長く住んでいた人たちは帰りたい気持ちはあっても、苦しい生活の中で蓄えた財産の持ち帰りを禁止されたり、祖国の政情不安の情報など簡単には帰国できない状況もあった。

「帰りたい」と思いながら、帰国を阻むさまざまな困難にぶつかり、ついには「日本定住」を余儀なくされたことをきちんとおさえておく必要がある。

また、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくするためには、抑圧されてきた歴史だけではなく、古代において渡来人が優れた朝鮮半島の文化を日本に伝え、指導的立場で日本の社会の中で活躍したことや、近世には、12回にわたり朝鮮通信使が日本を訪れ、対等な立場で外交を繰り広げたことなど、日本と朝鮮との信頼と友好の時代について学ぶことが大切である。

(3) 共に生きる社会の実現のために

外国人への差別や偏見をなくするためには、多様な文化、習慣、価値観等の違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合い、共生できる地域社会の実現に努めることが必要である。

様々な国の人々の生活文化を理解・尊重し、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度を育成するためには、異なる文化を体験することが必要である。様々な言語を学び、コミュニケーション能力を養ったり、料理や音楽、楽器、舞踏、芸能などをおとしてそれぞれの民族の精神や文化を理解するために交流する機会を、学校教育、社会教育双方の場において増やしていくことが大切である。

日常的に、同じ地域に住む外国人と交流することで、異文化理解につながり、世界の視点から自己や地域をみつめることのできる態度が育つことが期待できる。

7 HIV感染者等

(1) 患者・感染者への偏見差別

我が国における従来の感染症対策は、患者・感染者を社会から切り離すなどの方法で、病気のまん延を防止することばかりに重点を置き、必ずしも患者・感染者の人権についての配慮がなされたものではなかった。

また、病気についての正しい知識や理解の普及啓発が十分ではなかったために、一般社会の中に、患者・感染者への偏見や差別を残し、患者・感染者そしてその家族にまで、苦悩と苦痛を課すこととなった。

とくに、HIV・エイズ、ハンセン病などについては、国民一人ひとりの無理解、無関心が偏見と差別を生み、本来ならば、医療・福祉の面で積極的に保護され、支援されるべき人々であるにもかかわらず、医療の拒否、就職・入学に際しての差別、結婚問題などの社会的迫害による人権侵害が大きな課題として、今もなお社会の中に存在している。

このほか、赤痢、O157、ウイルス性肝炎などの感染者に対する偏見から生じるいじめや差別、また、膠原病などの難病患者、慢性病患者、精神障害者に対する差別などの人権問題が新たな問題として発生している。

こうした病気の患者・感染者とその家族は、病気だけではなく、社会の偏見や差別とも闘わねばならず、肉体的にも精神的にも大きな負担ともなっているが、こうした人権問題を一刻も早く解決し、病気と闘う人々が、安心して治療が受けられ、生活できる社会を早急に実現することが必要である。

ア HIV・エイズ

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染することにより発症する病気であるが、HIVの感染経路は限られており、感染力も非常に弱いことから、職場や学校等での日常生活の中では感染することはない。

また、近年の医学・医療の進歩により、感染しても早期に発見して適正な治療を行なうことによって、長期間社会の一員として普通の生活を営むことが可能となっている。

しかしながら、HIVやエイズについての誤った知識や無理解によって、多くの患者・感染者が社会での差別や偏見に悩んでいる。

イ ハンセン病

ハンセン病は、極めて感染力の弱い感染症であり、感染しても発病することは稀であり、現在では、化学的治療法による通院で直る「可治」の病気となっている。

しかしながら、我が国では、この病気を「恐ろしい病気」であるとして、1907年頃から国策により患者を強制的に隔離する政策が進められ、人々の社会的偏見も助長しながら、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで（戦後には医学的な根拠は失っていたにもかかわらず）患者・元患者や家族の人権侵害が続けられてきた。

「らい予防法」が廃止された結果、ハンセン病は、普通の病気と同様に取り扱われることとなり、法的には、元患者の人々が自由にハンセン病療養所を退所することができることとなったが、永年にわたって人々の中で持ち続けられてきた誤った考えや差別の壁は厚く、元患者の社会復帰の道を困難にしている。

現在、全国のハンセン病療養所に入所しているハンセン病を過去に患った人は、約4,500人（ほとんどの人はハンセン病自体はすでに治癒している）であり、入所者の平均年齢は74歳と高齢である。誤った隔離政策、国民一人ひとりの人間の尊厳、人権への配慮の不足により、社会から隔離され、人間としての尊厳を奪われた元患者の人権・名誉回復と社会復帰を早期に実現する必要がある。

(2) 患者・感染者への差別をなくするために

ア 患者・感染者の人権の尊重と感染拡大防止の両立

患者、感染症に対する施策は、感染拡大防止のために患者・感染者を社会から切り離すといった考えではなく、差別や偏見をなくし、患者・感染者の人権を尊重するという視点で捉えなおす必要がある。そして、一人ひとりが安心して医療を受け早期に社会に復帰するなどの健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、個人情報を知る権利と守る権利等に配慮しなければならない。

このため、たとえ患者・感染者が入院治療を要する場合でも、可能な限り個人の意思を尊

重し、自らの症状、入院治療の必要性等についての十分な説明と同意に基づく入院を促すといった患者の自覚に基づく入院を基本に考える。なお、国内に居住・滞在する外国人の患者・感染者についても、国民と同様の取扱いをすることが必要であろう。

イ 啓発と社会参加の推進

患者・感染者の社会参加を促進することは、患者・感染者の個人の人権の保障及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者・感染者に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、感染症の知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及び啓発に寄与することにもつながる。

このため、患者・感染者に対する偏見や差別をなくするための正しい知識の啓発を、ボランティア団体や市町村とも協力して効果的に行うとともに、偏見や差別をなくするためのリーフレットなどの具体的資料を作成する必要がある。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供しなければならない。

※ 感染症：細菌、ウイルス等の病原体が人体に侵入して発育または増殖した結果、引き起こされる疾患。

※ 伝染病：インフルエンザや赤痢等のように人から人への感染がある疾患。感染症であって伝染病でないものを非伝染性感染症という。

8 アイヌの人々その他

(1) アイヌ民族への差別の現状

「アイヌ」という言葉は、アイヌ語でカムイ（神）に対する「人間」という意味で、民族の呼称でもある。しかし、この言葉が正しく理解されず、侮蔑の意味を込めて使われたことから、アイヌ語で「同朋」という意味の「ウタリ」という言葉が多く使われてきたが、最近になってアイヌの人々は、再び「アイヌ」という言葉に誇りを持つようになっている。

一方、北海道庁が平成11年（1999年）に行った「北海道ウタリ生活実態調査」によると北海道に住むアイヌの人々は、23,767人となっている。

また、「最近（6,7年前から）において、何らかの差別を受けたことがありますか」との質問に対して、「差別を受けたことがある」と答えた人が12.4%、「自分自身ではなく、他の人が差別を受けたのを知っている」と答えた人が15.7%にものぼっている。差別を受けた場面としては、「学校で」が46.3%と最も多く、ついで「結婚のことで」が25.4%、「職場で」9.5%となっている。このように、アイヌの人々に対する知識や理解が十分でないことによる偏見や差別があり、結婚差別や就職差別などが存在する。

【コラム アイヌ民族の歴史】

—アイヌの人々への差別はどうして起こったか。—

近世において、今のサハリンや千島列島、北海道（蝦夷地）、東北地方に住んでいたアイヌの人々は、サハリン北部や遠くはアムール川流域で自由な交易活動を営んでいた。しかし、15世紀の半ばから16世紀末にかけて蝦夷地での政治的支配を強めた「松前（まつまえ）」氏は、蝦夷地における交易を独占し、その利益を藩の重要な財源とした。これによって、アイヌの生活の場は侵され、自由な交易活動は大きく制限されるようになった。17世紀のシャクシャインの戦いはこのような背景から起こったものである。

1869年（明治2年）政府は「開拓使」を設置するとともに、蝦夷地を北海道と改め、本州などからの移民を奨励する政策をとった。明治初期には12万人程度であった北海道の人口は、30年余りの間に100万人を超えるにいたった。しかし、この開拓はアイヌの人々の生活基盤を侵して進められた。政府は1899年に「北海道旧土人保護法」を制定し、アイヌの人々に対する農業の奨励、医療、生活扶助、教育などの保護対策を講じた。しかし、移民（和人）に大量の土地を配分していたため、よい土地は少なく、与えられた土地の多くは開墾に適した土地ではないなど差別され、貧窮を余儀なくされた。

我が国の先住民族であるアイヌの人々は、固有の言語、伝統的な儀式、祭事や多くの口承文学（ユーカラなど）などの自然との関わりの中ではぐくんできた豊かで、独自の文化や伝統を持っているが、近世以降の政府による徹底した同化政策等により、アイヌの人々の社会や文化は決定的な打撃を受け、民族としての誇りの源泉である多くの文化が失われてきた。

(2) 偏見と差別をなくすための取組

ア 法整備について

平成9年（1997年）7月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、同法により明治32年（1899年）以来の「北海道旧土人保護法」が廃止された。アイヌ文化振興法は、アイヌ民族という固有の「民族」を初めて法的に位置付けた。また、衆参の内閣委員会で「アイヌの人々の『先住権』は歴史的事実」など五項目の付帯決議がなされた。

しかし、今日では、アイヌ文化の十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。とくに、アイヌ語を解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進展し、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

このアイヌ文化振興法では、アイヌ文化を「アイヌ語とアイヌで継承されてきた音楽、舞踊、工芸、その他の文化的所産」と定義している。その上で、国と地方自治体の責務として、アイヌ語などアイヌ文化の継承者の育成やアイヌの伝統に関する広報活動、調査研究の充実など、アイヌ文化の振興を図るための施策を行うことを求めている。

今後、この法律の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る取組が必要である。

イ 教育・啓発における留意点

アイヌの人々の人権を尊重する意識を育てるためには、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統について理解と認識を深めることが必要である。アイヌの人々の人権問題については、すでに学校教育においては社会科等で取り上げられているが、さらに広がりをもたせていくためには、アイヌの人々の基本的人権尊重の視点に立った教員研修を充実させることが必要である。その際、特に留意したいことは、アイヌの人々に対する固定的なイメージを持たないことである。

18世紀以降アイヌの人々は和人によって絵画に描かれている。これらの絵画史料は写真による記録が普及する以前、アイヌの人々の生活をとらえた唯一の映像資料である。この絵画史料を読み解くことによって、それが描かれた当時のアイヌの人々の文化や社会のようすがわかる。そして、これらの史料は、学校教育の場や社会教育の啓発資料などにしばしば用いられる。

しかし、そこに描かれているのは、当時の和人が、異民族、異文化を眺めイメージしたアイヌ民族像である。そのまなざしは、好奇心や憧憬であり、偏見や蔑視であった。「未開の人々」、「野蛮」などというアイヌの人々に対する固定的なイメージは、あくまで当時の倭人によってつくられたものであるという認識をもつことが必要である。

アイヌの歴史には、アイヌの人々が自然と共に生きるなかで作り上げてきた豊かな思想や文化がある。とくに環境問題の解決が重要な課題となっている今日、アイヌの人々の豊かな自然観に学ぶべきことは多い。アイヌの人々に対する人権尊重の意識を育ていくには、指導者自身が「アイヌ文化」から学ぼうとする姿勢が必要なのである。

(3) その他の人権問題

これまで述べてきたほかにも、現在の我が国には様々な人権に関する問題が存在する。例えば、犯罪被害者、医療被害者、刑を終えて出所した人、性的マイノリティー等をめぐる問題、ジャーナリズムの報道の自由と報道被害の問題、プライバシーの侵害、職業に対する偏見など多くの問題がある。

こうした、マイノリティ(少数者)への差別は、同質性を重視し、「みんなと同じでない人々」「みんなと同じでない文化」を排除しようとする日本的な慣習や社会意識から生まれており、当事者に対する社会の偏見や無理解のなかで我慢と忍耐を強いている。

人権が何よりも優先される社会を築くためには、問題をマイノリティ自身に求めるのではなく、多様なニーズに答えられるよう社会のいろいろな制度やしくみを見直し、一人ひとりが正しい理解と認識の深まりを目指して、学習や啓発の機会を増やすことが必要である。